

測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に関する特記仕様書

第1条

西予市が発注する調査設計業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務（建築関係業務は除く）の受注者において、契約金額が 100 万円以上の場合は、業務実績に係る情報を（財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）に登録するものとする。登録に際しては、測量調査設計業務実績情報システム（公共機関が発注した測量調査設計業務について、実績情報を JACIC において、データベース化し、公共機関に情報提供するシステム。以下、テクリスという。）の入力システムに基づき行うものとする。

第2条

受注者は、前条に基づき、テクリスから「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、JACIC へ登録するものとする。

また、JASIC が発行する「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。